

医科診療行為労災補助マスタ 登録内容の一部訂正

平成30年5月28日

診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
190204570	夜間看護加算	5（変更）	労災算定不可区分	0	2	訂正（労災医科診療行為マスタに誤って設定していたため）